

〈学界動向〉

## 南フランスの農奴制 (2)

－研究史の試み－

桂 秀 行

## Serfdom in Medieval Southern France (2)

: A Research History

Katsura, Hideyuki

### 目次

はじめに

#### 一 旧時の一般的傾向

- (1) 19世紀に於けるトゥールーズ慣習法の刊行
- (2) M. ブロックと南フランスの農奴制
- (3) P. ウルリヤックの研究
- (4) グロン父子の研究 [以上第 197 号]

#### 二 「封建的変動論」と農奴制

- (1) P. ボナッシーによるカタロニア農奴制研究
- (2) P. ボナッシーの農奴制研究と D. バルテルミーによる批判 [以上本号]

#### 三 南フランス農奴制研究の現況

##### (1) 属地的農奴制

- a. カタロニア地方の *homines de remensa*
- b. ガスコーニュ地方の *questales*

c. 低地ランゲドック地方の *homines de mansata*

(2)「新たな農奴制」をめぐって

おわりに

## 二「封建的変動論」と農奴制

### (1) P. ボナッシーによるカタロニア農奴制研究

1970年前後の時期から南フランス中世社会研究では新潮流が現れたが、初発はE. マニユ＝ノルティエ等に代表される、旧来の「不完全封建社会」というイメージを史料に基づいて実証しようとする流れが優勢であったことは既に述べた。しかし他方で、南フランス中世社会を全く異なったイメージで捉えようとする別の流れが当初より存在し、やがて新潮流なかでは中心的な位置を占めるようになってゆくのである。その指導的な位置に立つのがP. ボナッシーによるカタロニア地方の研究に他ならない<sup>1</sup>。彼は、かつてG. デュビーが中部フランスのマコネ地方を対象にした学位論文<sup>2</sup>で提起した「紀元千年変動論」をカタロニア地方に導入し、ここでは11世紀以来「古典的封建社会」が成立するとして、それを実証的に示したのである。そして、カタロニア地方の中世社会の構造および発展をモデルに、南フランス中世社会を新たな視角から見直すことによって、やはり「封建社会」の相貌を備えた社会として描くばかりでなく<sup>3</sup>、さらに進んで、西欧中世社会全体の動きを捉えようとしたのである<sup>4</sup>。

さて、ボナッシーはM. ブロックの問題提起とその後しばらく続いた論争の後<sup>5</sup>、立ち消えたようになっていた農奴制の問題についても精力的に取り上げ<sup>6</sup>、やはりカタロニア地方の農奴制を基礎に議論を組み立てたのである。まずは、同地方の農奴制研究から始めよう。

カタロニア地方では、11世紀第2三分期から伯権力の弱体化とともに内乱の様相を示すが、この頃から城主権力の自立、バン領主制の形成が急速に進行する。同じ頃、既に10世紀後半以来衰退傾向が顕著であった中世初期

の奴隷制の名残が、最終的に消滅する。すなわち、1035年に *servi / ancillae* が最後に史料に現れた後<sup>7</sup>、次に隷属身分を指示する言葉 (*homines proprii*) が初出するまでに半世紀ばかりの間隙があるという。しかし中世初期以来の隷属身分が消滅したとしても、同じ時代に農民の境遇が改善したわけではなかった。城主層を中心とするバン領主の支配が強まり、聖・俗界所領の保有農であるか自由農民であるかにかかわらず、新たな賦課租が課せられる。それらは時に「悪しき慣習 *mals usos*」と呼ばれて、13世紀以来農奴身分の指標として定着する5つの「悪しき慣習」の先駆とみなすことができるという。このような繋がりから、11世紀に始まったバン領主制的搾取による農民の地位の悪化を、新たな農奴身分の起源とみるのである<sup>8</sup>。

同じ頃、有力者の間で、土地譲渡に伴って農民の奉仕が譲渡（贈与や売却）の対象となる。そこから、農民自身が土地を伴うことなく譲渡の対象となるまで距離は僅かであった。自有地を所有する農民が個別的に譲渡されることもあれば、シャテルニー内、聖同区内、村落内の居住民 *homines commanentes* がしばしば譲渡されるという。1119年を初出として、*homines proprii* と呼ばれる事実上の隷属民が頻出するようになる<sup>9</sup>。主人に対して特別の誓約やオマーージュによって人格的に隷属するにいたった人々であると考えられる。彼等は後に法的身分としての農奴を表す *hommes de corps* となるのである<sup>10</sup>。

他方で、11世紀には土地領主制も拡大と強化の一途をたどる。全盛期には一般的に存在した農民自有地も急速に大所領に吸収されてゆく。同時に、保有農民はバン領主制起源の諸種の賦課租に服するとともに、他方で地代の急速な上昇にも見舞われているという<sup>11</sup>。11世紀後半になると、耕地やブドウ畑の再編が進み、世紀半ばまではピレネー地方に限られていたマンスが南の平野部に広がる傾向をみせる<sup>12</sup>。マンスには一般に定率地代が課されていたが、同時にそれはバン領主制的賦課租の賦課単位でもあって、隷属化の手段の一つとなったのである。マンスを基盤として、属地的隷属身分が生ず

るのだ。マンズの保有契約に於いて、既に1075年から生涯保有地に居住する義務がみられ始める。そうした拘束は、明示的にせよ暗黙裡にせよ、子孫にも及ぼされたという。また領主の許可なく土地保有権を譲渡できない。そして相続は直系の息子のうちの一人に限られる。これらの諸規定に違反した場合には、高額のパナルティーが設定されていた。それは領主の承認なく保有地を離れた場合にも適用されたのである。マンズ保有によって農民の身分が変わるわけではなかったが、前述の *homines proprii* に近似した境遇に陥っていたと言える。おそらく、領主とは誓約やオマージュによって人格的従属関係を取り結んでいたことが推測できるという<sup>13</sup>。

カタロニア地方に於いて13世紀以降中世末期まで存続した農奴、かの *pageses de remensa*<sup>14</sup> は属地的隷属民に他ならないが、隷属身分として二つの指標が認められる。第一は既述の5つの「悪しき慣習 *mals usos*」であり、第二は保有地への世襲的緊縛、その結果として、保有地を離れる場合に自分自身と保有地（マンズ）の「贖い金 *remensa*」の支払い義務である<sup>15</sup>。

5つの「悪しき慣習」とは具体的には、① *exorquia, intestia* ② *cugucia, arsina* ③ *ferma de spoli* を指す。①は農民の遺産相続にかかわる領主の権利である。農民が直系の相続人なく死去した場合、子供たちが存在していたならば受け取るであろう遺産の取り分（西ゴート法では、全体の4/5）が領主に帰属するのであるが、この領主の権利を *exorquia* という。また、農民が遺言状を残さず死去した場合、寡婦と孤児たちが残されていれば、領主の権利は遺産の1/3、寡婦もしくは孤児たちのいずれかだけが残されていれば、領主の権利は1/2となる。このような場合の領主の権利が *intestia* である。

②の *cugucia* とは、姦通を犯した妻の財産没収であるが、夫の同意なく行われた場合には財産の1/2、夫が同意している場合には、全体が領主の権利となる。*arsina* は、農民の家屋が火災に見舞われた時、領主が不注意の咎ゆえにその資産から徴収する権利で、全体の1/3にのぼる。

③の *ferma de spoli* は農民の結婚にかかわる領主の権利で、結婚への同意

の対価である<sup>15</sup>。

「悪しき慣習」は既述のように、11世紀後半からバン領主の課する多種多様な賦課租として現れるが、上記の5つの「悪しき慣習」についても、全てそうした賦課租のなかに既に認められるのである。つまり、13世紀に *pagesia de remensa* が農奴身分として確立する過程で、「悪しき慣習」のうちの5つが特別な意味を持つ賦課租としてこの身分と結びついたのだ。実際、上記①および③はそれぞれ農奴の相続と結婚に対する制限であり、一般に農奴身分の指標として挙げられるマンモルトや領外婚税との同質性を感じさせる。とりわけ *exorquia* はマンモルトそのものであろう。

*pageses de remensa* の第二の指標として示した、隷属的保有地への世襲的緊縛、保有地を離れる場合の贖い金についても、既述のように11世紀後半からマンス保有農にその先行現象が認められる。契約時の生涯居住の約束、違反した場合の高額のペナルティから身分に結びついた土地緊縛、贖い金まではそんなに大きな距離はない。

このようにして、ボナッシーは11世紀のバン領主制確立時に事実上の農奴が形成され始めるが、それが農奴身分として制度化されるのが13世紀以降のことになるとみているのである。そしてこうした見通しは、成立時期や定着の度合いなどに相違は認められるものの原則的には南フランス全体に適用可能であると考えている。さらに進んで、西欧に於ける農奴制形成をカタロニア・モデルのもとに理解しようとするのである。この点については、節を改めて少し詳しくみておこう。

## (2) P. ボナッシーの農奴制研究と D. バルテルミーによる批判

P. ボナッシーは1985年から1990年にかけて発表された三編の論文のなかで<sup>17</sup>、中世ヨーロッパの隷属身分の歴史を長期的視野のもとに描いてみせた。M. ブロックによってかつて提起された初期中世に於ける奴隷制の問題、そしてそれに係わって奴隷制から農奴制への移行の問題、さらに中世盛期に

於ける農奴制の問題を再び取り上げたのである。彼は、中世の隷属身分についてブロックの抱いていた構想—すなわち、中世初期に於ける古代的な奴隷制の存続と消滅、およびそれに続く時期（いわゆる「封建制の第一期」）に於ける「新たな隷属身分（la nouvelle servitude）<sup>18</sup>」（＝農奴制）の形成—を生かしつつ、その後の研究の総括を通してそれに必要な修正を加える。まず、中世初期に存続していた奴隷制が消滅するのはブロックの考えのようにカロリング時代末期ではなく、地域による偏差は認められるものの、概ねカペー朝初期、紀元千年前後のことであった。またその原因について言えば、ブロックは「経済的ファクター」を重視しつつ、古代末期から中世初期にかけての経済状況の変化—すなわち、経済的退潮—を第一に挙げる。「古代資本主義」の終焉に伴い、農業に於いては奴隷制大経営よりも、農民保有地への分割に基礎を置く経営の方が経済効率の点で優るようになった。その結果、中世初期の初めにはゲルマン人の部族国家間の争いによって再び息を吹き返していた奴隷制も、無保有の奴隷に土地を保有させる傾向が一般化することによって変質し、やがて衰退してゆくことになったというのである<sup>19</sup>。それに対してボナッシーも同じく「経済的ファクター」を重視するのであるが、その意味するところは異なっている。彼の場合、近年のフランス中世史学界の趨勢に沿いつつ<sup>20</sup>、中世初期全体を暗黒に塗り込めるのではなく、ある時期から（8世紀初頭以来と考える研究者が多い）経済成長への転化が認められると考える。そしてこうした初期の経済成長を支えたのは何よりも自由な農民の小土地所有 *micro-propriété* なのであって、なお多くは奴隷制に立脚していたと見做している大所領経営は当時遅れた生産様式に属しており、奴隷逃亡などにより絶えず存立を脅かされていたとする。こうして奴隷制は中世初期に生まれてきた新たな経済的潮流にそぐわなかったために、衰退を余儀なくされたというわけである<sup>21</sup>。

次に古代奴隷制終焉の様相である。換言すれば、奴隷制から農奴制への移行の問題に他ならない。この点に於いてもボナッシーはブロックの中世盛期

に於ける「新たな隷属身分」の形成という考え方を援用しながら、奴隷制と農奴制との切れ目を強調するのである。1970年以降ラティウム地方、ラングドック地方、カタロニア地方、プロヴァンス地方、シャラント地方、オーヴェルニュ地方、低地ラングドック地方など南欧諸地域の中世社会を対象にした研究が相次いで現れたが、それらはいずれも両隷属身分の関係については一致した見解を示している。すなわち、中世初期に於いて *servus* ないし *mancipium* と呼ばれた隷属民(奴隷)は紀元千年前後の時期に消滅に向かう。そして中世盛期に於いて *homo proprius* と呼ばれる隷属民が再び文書に登場するまで半世紀以上の間隙が認められるというのである<sup>22</sup>。この「間隙」を史料の欠乏に帰することはできない。というのは、北ヨーロッパとは異なり、南欧諸地域、とくにラティウム地方やカタロニア地方は11世紀にさえ豊富な史料を誇っているからである。北ヨーロッパ諸地域では一般に奴隷への言及は減少傾向ではあれ根強く残るので、両制度の切れ目が明確ではないが、同じ趨勢はみてとれるとする<sup>23</sup>。

こうした両隷属身分の推移に関して、ボナッシーは20世紀半ば過ぎにG. デュビーが提唱し、その後半世紀ばかりの間フランス史学に関する限り通説の位置を占めるにいたったいわゆる「封建革命論」を議論の基礎に据えながら、次のような見通しを提示する。10世紀末から11世紀になると、フランスの多くの地方で旧来のカロリング体制は灰塵に帰し、カロリング的官職を世襲するにいたった公家や伯家を筆頭とする在地の権力者同士が覇を競い合う混乱の時代を迎える。こうした地方の権力者たちは城砦を拠点とする領域支配(シャテルニー)を形成し、その影響圏に居住する農民たちを、彼等の従来の身分や境遇とは係わりなくひとしなみに自らへの隷属下に置いた(バン領主制の成立)。既に衰退傾向が明白になっていた奴隷制の最終的消滅、そして「新たな隷属身分」、すなわち農奴制の起源をこの脈絡に位置づけるのである<sup>24</sup>。領主層は、端緒にあった生産力上昇の果実を「働く者たち *laboratores*」から収奪するシステムを構築しようとしたのだ。

12世紀を迎えると、バン領主制は定着期に入る。R. フォシエは11世紀までの城主支配の草創期を「革命、断絶、革新の時代」と表現するのに対し、12世紀を「正常化の時代」と呼んでいる<sup>25</sup>。農民たちの境遇は一般に改善され、彼等はさらなる経済成長の恩恵を被ってゆく。こうした変化にはまず、領主側の意識の変化が与っていた。規則的で緩和された収奪が純然たる略奪よりも大きい利益をもたらすという自らの利益に関する理解、そしてまた領地の開墾のために入植者を見出す必要性である。さらにそうした事情があいまって生じた、農民たちに対する領主側の眼差しの変化が指摘できよう。社会関係の安定化を求め妥協の模索を行う、「領主側の好意的態度<sup>26</sup>」が認められるようになるというのである。

このような領主側の変化には、他方で農民側の変化が対応していた。集村化という形で村落の再編が進行し、とりわけ12世紀になると、それを基礎にして村落共同体が発達する。農民たちの横の連帯を基礎として村落は特権を備えるにいたり、領主の恣意的権力は制限されるようになる。あるいは暗黙の裡に単なる時効的作用によって、あるいは慣習法特許状の授与によって。こうした特権を享受する部分はやがて多くの地域で農村人口の多数派となってゆくが、何らかの事情でなお旧来の隷属状況を脱しえなかった個人もしくは集団とは区別されるようになる。すなわち、後者については農奴身分としての評価が社会的通念として醸成され、それが多かれ少なかれ法的な衣をまとうにいたるのである<sup>27</sup>。

以上のようなボナッシーの考え方に対して、真っ向から反論を提示したのが、D. バルテルミーであった。彼は、紀元千年以降のヴァンドーム伯領に関する学位論文<sup>28</sup>以来、師であるG. デュビーのシェーマから離れ、デュビー以前のフランス中世史学の流れに自らを位置づけつつ、中世史総体の見直しに取り組んでいる。農奴制の問題に関しては<sup>29</sup>、彼もM. ブロックを援用する。しかし、ボナッシーがデュビーのシェーマを基礎にブロックの考え方を解釈するのに対して、バルテルミーの場合は、ブロックを寧ろA. ティエリ一等

に始まる19世紀以来の「旧学派 la vieille école」の継承者として、したがってフランク時代以来の漸進的発展のなかに中世社会の形成をみようとする「進化主義 évolutionnisme」の系譜に位置づけようとする<sup>30</sup>。しかし他方で、時代に先んじた彼の卓見であるとして次のような点を指摘している。それは、農奴概念を考える場合にマンタリテの要因の導入であり、その結果この概念そのものの曖昧さ、可塑性の指摘に他ならない。そこから、隷属身分の概念の連続的な変化が生ずるといっているのである<sup>31</sup>。

ブロックの提唱した農奴制の三対の基準－頭税 (chevage)、相続税 (mainmorte)、領外婚税 (formariage)－は古代奴隷制にはみられない中世の隷属民の特徴であるが、それは主人による隷属民の家族に対する統制に対応している。農奴は古代の奴隷のごとく「言葉をしゃべる物、道具」ではなく、主人に親密に従属する人間である。ブロックの場合、かの「封建制の第一期」における国家権力の弱体化のなかで、領主－農民間の人格的隷属関係が、貴族層の内部に於ける封主－封臣関係と並んで優勢となるという見通しと重なり合うのである。ただしバルテルミーは人と人との絆が優越する「封建制の第一期」という発想自体を否定するのであるが。彼の場合は、11世紀中西部フランスにみられた隷属化の儀式（頭税の供出、首に縄を回す所作）との関連を強調する<sup>32</sup>。同様の儀式は9世紀末のブルゴーニュ地方に於いて既に確認されるという<sup>33</sup>。これらのシステムは、隷属性の規律を新たな状況－すなわち、隷属民の家族の諸権利の拡大－に適応させるために創りだされたのだ。古代の奴隷制は奴隷の結婚や相続について規定することはなかったが、カロリング時代、あるいはポスト・カロリング時代に既に、結婚や相続に関する許可や課税が重要問題となっていたという<sup>34</sup>。

中世初期の経過中に奴隷が家族を持つようになり、奴隷制が緩和されていったと言うことができるが、バルテルミーが強調するのは、その過程が必ずしも一様に一義的に進行したわけではないということである。当初から奴隷の性格には数多くのニュアンスの違いが存在した。常に原則と現実の様相

との乖離があり、それは時代とともに拡大する傾向にあった。奴隷への保有地の供与はカロリング時代の所領明細帳が示すように一般的になっていたが、そのことは奴隷のいっそうの社会統合とともに進んだのである。奴隷の結婚に関する立法が行われるようになったとき、原則が大きく飛躍したと言えようが、カロリング時代の勅令はこの点で既に伝統に基づいていた。つまり農奴制を特徴づける人格的隷属 (*dépendance de corps*) の成立は、11世紀よりはるか以前に位置づけられるのである<sup>35</sup>。

したがって、11世紀および12世紀の農奴はカロリング時代あるいはポスト・カロリング時代の農奴との連続性に於いて捉えることができるのであって、ボナッシーのように11世紀に於ける断絶を想定する必要はない。とはいえ、バルテルミーも11世紀に隷属身分に何らの変化も認めないのではない。証書のなかで隷属民を指示する用語として *servi* や *mancipia* が消えてゆき、代わって *homines proprii* や *commanentes* が現れ始めるのである。両者は基本的には同じ実体を表現すると考えるのであるが、ただ、従来の隷属民の法に適合した身分というよりも、人格的關係のなかで純粋に「従属者という含意」を持つようになるのであるという。その結果、土地に縛られた従属者に関する書式の漸進的な「適応 *aggiornamento*」が生じているというのだ。そしてこうした変化を基礎にして、農奴制が支配のための手段化する現象がみられると主張するのである<sup>36</sup>。

バルテルミーの強調するところであるが、11世紀には農奴制に関する史料はしばしば「ミニステリアーレン」に関わるものが多くを占め、いわゆる「祭壇民」とともに二つの「手段化された変種 (*variantes instrumentales*)」あるいは「偽農奴 (*pseudo-servage*)」としてとしてこの時代の特色をなしているという<sup>37</sup>。もちろんこのことは11世紀が史料の枯渇する時期であったという事情と関わっているのであって、農民大衆における農奴が存続していなかったわけではない。13世紀にもなれば、フランスでは、荘司などの役職は農奴身分とは相容れぬ高貴な性格を帯びるので、農奴制との関わりも

薄れる<sup>38</sup>。他方、1150年を過ぎれば、農奴制に関する史料は専ら村落住民が前面に現れるのである。

13世紀になると、前世紀以来のローマ法復活の影響やその他の社会経済的变化を受けて、タイユ(恣意税)あるいは隷属地保有と結びつくなど農奴制概念に変化が認められる<sup>39</sup>。そうした変化が生ずる際に、農奴解放の動きが自由と隷属の新たな境界を設定することによって「新たな農奴制」の基準を創出するという指摘は<sup>40</sup>、今日の研究状況に鑑みて極めて重要である。

このようにバルテルミーは、古代末期の奴隷制に端を発し、時に応じ場所に応じて醸成される隷属身分の連続的な展開を追求しようとするのであり、11世紀に於いて、奴隷制の消滅の後に中世特有の全く新たな隷属身分として農奴制が形成されるという、ボナッシーのような捉え方は、人為的な概念を歴史に押しつけるものであると考えるのである。

ところで、上述のマンタリテの要因の導入については、ボナッシーもブロックから学ぶべき方法として同様に強調するところである。そしてバルテルミーが農奴制概念の多義性、可塑性を指摘するのと同様に<sup>41</sup>、ボナッシーも史料の性格に応じて、したがってそれに対応する社会層に従って、農奴概念の拡がり異なることを主張するのである。ブロックは農奴を研究する際に、この隷属身分の厳密に法学的定義に限定しないで、社会全体の抱くマンタリテを問題にした。そこで、用いられる史料もカルチュレールに収録された証書、所領明細帳、国王文書など法的なカテゴリーに属するラテン語史料のみならず、広く文学的史料、そして俗語で書かれた史料も考察の範囲に取り込んで、言語学的分析を行っている。後者の史料類型に現れる *servus* のロマンス語での派生語 (*serf, sers, siervo* …) はより日常語のレベルを表現すると言えようが、それは指示する対象の拡大傾向をもち、さまざまな状況の農民を包含するにいたり、*serfs* と *vilains* や *manants* との事実上の混同も起こってきたという<sup>42</sup>。

また、ブロックが農奴制の三つの基準として「頭税」、「領外婚税」、およ

び「相続税」を考えていたことは周知のところであるが、ボナッシーは彼がこうした外的指標の奥に、それらとは区別された農奴制の「深い本質」を見据えていたとして、ブロックの見解を敷衍しようとする。こうして導き出された農奴制の基準はより心理的要因を重視したものである。すなわち、自己委譲、屈辱、恣意的権力への従属（とりわけ恣意的体罰への従属）に他ならない。自己委譲とは、生産する能力の委譲（労働の果実＝財産を十全に所有することも、自由に遺贈することもできない）、および再生産する能力の委譲（自分の配偶者を選び、自分の子供を保持する権利を制限ないし否定されている）である。さらに加えて、贈与や売却によって農民自身の体（あるいは彼の妻子の体）が自由に譲渡される場合に前提されている自己委譲である。屈辱とは、社会が一群の隷属民に対して抱く侮蔑的イメージ、時には獣性に於いて捉えられるようなイメージである。こうした属性からの帰結が恣意的権力への従属に他ならない。他の人間によって理由なく虐待を受けること、正規の手続きに従って下された裁判上の判決を経ることなしに体刑に処せられること、こうした境遇に置かれた者が自由を奪われた者と見做されたのであるという。このような理解が農奴について社会の抱く意識であるとするれば、それはラテン語の証書中で厳密に *servus* ないし *homo de corpore* と呼ばれている少数の人々を超えて拡がる概念であることになろう<sup>43</sup>。

最後に以上の論争に関わって、次のことを指摘しておきたい。すなわち、両者の農奴制についての大きく異なった歴史的見通しは一般的な形で提示されているが、実はそれぞれの行った地域研究に深く根ざしているということである。換言すれば、それぞれが深くコミットした地域ないしその周辺地域（バルテルミーの場合には中西部ないし西部フランス、ボナッシーの場合にはカタロニア地方ないし南フランス）の歴史的現実、あるいは少なくとも残存史料から導かれる歴史像をモデルとして、歴史の発展方向を見定めているのである。このことは農奴制の問題に限らず、他のさまざまな主題に関しても妥当するように思われる。フランス中世史学にあっては地域史が研究のス

タイトルとして大きな位置を占めてきたが、研究者はその研生活の初期にしばしば学位論文の形で特定の地域について詳細な実証を行う。その後は同じ地域を基礎にもちながら、より一般的な歴史叙述を行い、あるいは学界等でそうした報告や発言を行うようになる。そこでどうしても上記の例のように、歴史的見通しの違いにそれぞれの研究者が前提している地域の現実の違いが交錯する結果となるのである。

世紀の変わり目の頃から、性急な一般化よりもいっそうきめ細やかな地域ごとの比較研究に立ち返る冷静な研究態度が目立っているように思われる。その結果、北フランスを中心として農奴制の一般的叙述に於いては、バルテルミーの主張が明らかに優位に立っているが<sup>44</sup>、他方で、南フランスについては、13世紀以降に発達する属地的農奴制に注目が集まり、「新たな農奴制」という枠組みのなかで研究されるようになってきている。こうした研究の現況について、次の章で紹介したい。

注

- 1 P. Bonnassie, *La Catalogne du milieu du X<sup>e</sup> à la fin du XI<sup>e</sup> siècle: croissance et mutations d'une société*, 2 vols., Toulouse, 1975-1976.
- 2 G. Duby, *op. cit.*
- 3 P. Bonnassie, "Du Rhône à la Galice: genèse et modalités du régime féodal", *Structures féodales et féodalisme dans l'Occident méditerranéen (X<sup>e</sup>-XIII<sup>e</sup> siècles): bilan et perspectives de recherches*, Paris, 1980, pp.23-42. 封建制度の発展について(農奴制の問題も言及されている)、カタロニア地方で得たモデルを一方ではスペインのキリスト教諸国、他方では南フランス、特にラングドック地方に適用する議論展開を行っている。
- 4 *Ibid.*, p.44 では、封建制に関して次のようなやや挑発的な表現で、カタロニア地方および南フランスのモデルから逆に北フランス封建制を考察する意思を表明している。「いわゆる北フランスのモデルから出発して南フランス封建制を『不完全』なりと宣言していた公準を逆転させるのが適当であるかどうかを問うてみることもできよう。不完全性はライン・ロワール両河間に探し求めるべきではないのかと。」
- 5 M. ブロックの隷属身分に関する論考は多数に上るが、以下の2編のみ挙げて

- おく。M. Bloch, "Comment et pourquoi finit l'esclavage antique", *Annales d'histoire sociale*, 2 (1947) (熊野聰・三好洋子訳「古代奴隷制の終焉」M. I. フィンレイ [編] [古代奴隷制研究会訳]『西洋古代の奴隷制』東京大学出版会, 1970年); Id., "Liberté et servitude …", *op.cit.* ブロックの農奴制理解に対して、戦後間もなくベルギーのL. ヴェリーストによる激しい批判があったが、その後はフランスで数多く出された地域研究のモノグラフィーのなかで、それぞれに農奴制の叙述はみられたものの、議論が深まったとは言い難い。L. Verriest, *Institutions médiévales. Introduction au Corpus des records de coutumes et des lois de chefs-lieux de l'ancien comté de Hainaut*, 2 vols., Mons-Frameries, 1946.
- 6 ポナッシーは隷属身分に関して3編の論文を発表している。P. Bonnassie, "Survie et extinction du régime esclavagiste dans l'Occident du haut moyen âge (IV<sup>e</sup>-XI<sup>e</sup> s.)", *Cahiers de civilisation médiévale*, 28 (1985) (拙訳「西洋中世高期(4世紀-11世紀)に於ける奴隷制の存続と消滅」(上)(下) [『愛知大学経済論集』第129-131合併号および132号, 1993年]); Id., "D'une servitude à l'autre", in R. Delort (éd.), *La France de l'an Mil*, Paris, 1990; P. Bonnassie, "Marc Bloch, historien de la servitude. Réflexions sur le concept de <classe servile>", in H. Atsma et A. Burguière (éd.), *Marc Bloch aujourd'hui. Histoire comparée et sciences sociales*, Paris, 1990 (拙訳「隷属身分の歴史家マルク・ブロック-『農奴階級』の概念についての諸考察-」 [『愛知大学経済論集』第157号, 2001年]) .
- 7 F. Miquel Rosell, *Liber feudorum maior. Cartulario real que se conserva en el Archivo de la Corona de Aragón*, 2 vols., Barcelona, 1945, t. II, n° 693.
- 8 P. Bonnassie, *La Catalogne …*, *op. cit.*, t.2, pp.809-812.
- 9 *Ibid.*, p.815, n. 89. 同じく *homines solidi* は1114年初出で (*ibid.*, n. 94), ほほ同義の言葉である。
- 10 *Ibid.*, pp.812-816.
- 11 *Ibid.*, pp.817-820.
- 12 *Ibid.*, t.1, pp.246-247 et t.2, p.820.
- 13 *Ibid.*, pp.821-823.
- 14 属地的隷属身分の確立は13世紀であるが、*remensa* という言葉自体の初出は、14世紀になる。
- 15 *Ibid.*, p.825.
- 16 以上の5つの「悪しき慣習」の説明については、*Ibid.*, pp.826-827.
- 17 本章前掲・注6参照。
- 18 M. ブロック『フランス農村史の基本性格』(創文社, 1959年), 134頁。
- 19 M. Bloch, "Comment et pourquoi …", *op. cit.*, pp.34-36.

- 20 中世初期の経済成長については、かつてフラランの研究集会(1988年度)のテーマとなった。*Flaran 10: La croissance agricole du Haut Moyen Age. Chronologie, modalités, géographie*, Auch, 1990. ボナッシー自身も次の報告を寄せている。P. Bonnassie, "La croissance agricole du Haut Moyen Age dans la Gaule du Midi et le Nord-Est de la Péninsule ibérique: chronologie, modalités, limites", *ibid.*
- 21 Id., "Survie et extinction …", *op. cit.*, pp.331-335.
- 22 *Ibid.*, pp.340-342.
- 23 ボナッシーはノルマン・コンケスト後のイングランドについて、『ドゥムズデイ・ブック』(1086年)に於ける伯領ごとの奴隷のパーセンテージが1%から16%の間の割合であった事実を挙げている。*Ibid.*, p.342. また、フランク王国および初期フランス王国のルイ敬虔帝からフィリップ一世にいたる治世中に(814年~1108年)発給された国王文書のなかで、*mancipia*の出現する文書のパーセンテージが11世紀の経過中にはっきりと低下することをグラフによって示している。*Ibid.*, p.341. (トゥールーズ大学に提出された次の修士論文に依拠している。V. Sablayrolles, *De l'esclavage au servage, de Louis le Pieux à Philippe I<sup>er</sup>, d'après les actes royaux*, Mémoire de maîtrise, Université de Toulouse-Le Mirail, 1982.)
- 24 P. Bonnassie, "Marc Bloch …", *op. cit.*, pp.368-370.
- 25 R. Fossier, *Enfance de l'Europe, aspects économiques et sociaux*, 2 vols., Paris, 1982, t. 1, p.595.
- 26 M. Bourin et R. Durand, *Vivre au village au Moyen Age: les solidarités paysannes du 11<sup>e</sup> au 13<sup>e</sup> siècles*, Paris, 1984, p.123: 'la <bienveillance > des seigneurs'.
- 27 以上の12世紀に於ける領主制の変化については、P. Bonnassie, "Marc Bloch …", *op. cit.*, pp.381-383.
- 28 D. Barthélemy, *La société dans le comté de Vendôme: de l'an mil au XIV<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1993.
- 29 バルテルミーによる農奴制研究は次のように多くの文献を生み出している。南フランスの農奴制をテーマとする本稿では、その全貌を明らかにすることを目的とはせず、あくまでもボナッシー批判に限定して紹介するにしたい。Id., "La mutation féodale …", *op. cit.*, pp.771-772.; Id., "Qu'est-ce que le servage, en France, au XI<sup>e</sup> siècle ?", *Revue historique*, 582 (1992); Id., *La société dans le comté de Vendôme …*, *op. cit.*, pp.474-505; Id., "Les auto-dédications en servage à Marmoutier (Touraine) au XI<sup>e</sup> siècle", in P. Contamine (éd.), *Commerce, finances et société (XI<sup>e</sup>-XVI<sup>e</sup> siècles)*. *Recueil de travaux d'histoire médiévale offert à M. le Professeur Henri Dubois*, Paris, 1993; Id., "Note sur les cartulaires de Marmoutier

- (Touraine) au XI<sup>e</sup> siècle", in O. Guyotjeannin, L. Morelle et M. Parisse (éd.), *Les cartulaires*, Paris, 1993; Id., "Postface", in M. Bloch, *Rois et serfs …*, *op. cit.*
- 30 Id., "Postface", *op.cit.*, pp.313-315.
- 31 *Ibid.*, pp.317-318.
- 32 Id., "Les auto-dédications …", *op. cit.*; Id., "Qu'est-ce que le servage …", *op. cit.*, p.265.
- 33 *Ibid.*
- 34 Id., "Postface", *op.cit.*, p.329.
- 35 *Ibid.*, pp.329-330.
- 36 Id., "Qu'est-ce que le servage …", *op. cit.*, pp.283-284.
- 37 Id., "Postface", *op.cit.*, pp.327-328; Id., "Qu'est-ce que le servage …", *op. cit.*, pp.275-282.
- 38 M. ブロックによれば、中世ドイツに於いては固有の身分を形成するにいたる隷属騎士たる「ミニステリアーレン」に関して、フランスでは初期には類似した発展がみられるものの、最終的には騎士は高貴化され、隷属騎士の身分は成立しなかったという。M. Bloch, "Un problème d'histoire comparée: la ministérialité en France et en Allemagne", *Revue historique de droit français et étranger*, sér. 4, 7 (1928).
- 39 D. Barthélemy, "Postface", *op.cit.*, pp.320-321 et 330.
- 40 *Ibid.*, p.319.
- 41 *Ibid.*, pp.319-320 et 330-331.
- 42 P. Bonnassie, "Marc Bloch …", *op. cit.*, pp.371-376.
- 43 *Ibid.*, pp.376-380.
- 44 例えば、2010年に出版された、F. マゼル『封建制、888年から1180年まで』に於ける農奴制に関する叙述をみよ。今世紀に入って書かれた通史は隷属民の歴史を多かれ少なかれバルテルミーの見解に沿って描いているように思われる。F. Mazel, *Féodalités: 888-1180*, Paris, 2010, pp.181-184.